



鳥取県公報

平成 29 年 11 月 21 日(火)
第 8 9 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（717・718）（企業支援課）・・・ 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（34）（教育総務課）・・・ 3
◇ 公 告	家畜商法による講習会の開催（畜産課）・・・ 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・ 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（空港港湾課）・・・ 6

告 示

鳥取県告示第717号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 鳥取市古海601-4 代表取締役 米原 弘人
朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目6-1 代表取締役 木村 博紀
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人
朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹
変更後 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人
朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 岡崎 双一
株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥
株式会社フジックス 島根県松江市西嫁島一丁目3-9 代表取締役 中林 秀雄
変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 岡崎 双一
株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥
株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 範次
- 4 変更年月日
平成29年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成29年11月14日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成29年11月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第718号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人 鳥取市古海601-4
朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀 東京都千代田区大手町二丁目 6-1
- 3 変更する事項
 - (1) 施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
変更前 729台
変更後 431台
 - (2) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 5
変更後 4
 - イ 駐車場の自動車の出入口の位置
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
平成30年7月15日ほか
- 5 届出年月日
平成29年11月14日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成29年11月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第34号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年11月21日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年11月22日（水）午前11時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成29年度末公立学校教職員人事異動方針等について
 - (2) その他

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成29年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開催日時

平成29年12月18日（月）及び同月19日（火）午前9時から午後5時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所A棟1階第101会議室

3 講習の科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課及び鳥取県ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/>)において交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。)及び講習会受講手数料(3,540円)に相当する額の鳥取県収入証紙を貼り付けて、平成29年12月1日(金)までに6の場所に提出すること。

5 その他

本講習会の受講に当たっては、受講手数料のほかテキスト代金(3,148円)が必要となるので、講習会初日の受付時に現金で支払うこと。

6 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課
電話 0857-26-7290

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年11月21日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年12月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年11月21日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年12月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成29年12月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年12月19日 午前10時から午後 4時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃による場合にあつては、飛ばししょうする標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取空港国際会館旅客搭乗橋 1基

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年1月31日（木）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県営鳥取空港

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が機械器具類の諸機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年12月1日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年11月21日（火）から平成30年1月9日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成29年11月21日（火）から平成30年1月9日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成9年4月1日以降において、空港に旅客搭乗橋を納入した実績を有すること。
- (6) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課空港担当

電話 0857-26-7667

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

平成29年11月21日（火）から同年12月13日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成29年11月21日（火）から同年12月13日（水）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年1月9日（火）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月5日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年12月13日(水)

午後 5 時までには郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Passenger Boarding Bridge, Quantity 1

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, December 13, 2017

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:30 PM, January 9, 2018

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, January 5, 2018

(4) Contact Point for the notice : Port and Harbor Division Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7667